

こ支障第221号  
令和6年10月2日

都道府県知事  
各指定都市市長殿  
児童相談所設置市市長

こども家庭庁支援局長  
(公印省略)

障害児入所施設における移行支援計画の作成に係る取扱い及び  
移行支援関係機関連携加算並びに体験利用支援加算の実施について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に基づき福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設（以下単に「障害児入所施設」という。）に入所する15歳以上の児童（以下「入所児童」という。）が成人期に自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、早期から計画的な移行支援を促進する観点から、今般、入所児童の移行支援計画（自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画をいう。以下同じ。）の作成に係る取扱いを別紙1のとおり定めたので、貴職におかれては、障害児入所施設において移行支援計画に基づいた移行支援が入所児童に提供されるよう、その適正かつ円滑な実施を図られたい。

また、障害児入所施設が入所児童の移行支援を行うに当たって、移行支援計画の作成時等における関係機関との連携及び移行先の候補となる施設等における当該入所児童の体験活動を促進する観点から、「移行支援関係機関連携加算費及び体験利用支援加算費実施要綱」を別紙2のとおり定め、令和6年4月1日より実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたい。

## 別紙 1

### 移行支援計画の作成に係る取扱いについて

#### 1. 目的

15 歳以上に達した入所児童について、障害児入所施設が移行支援に係る個別の計画（移行支援計画）を作成し、同計画に基づき移行支援を進めることで、当該入所児童の早期からの計画的な移行支援を促進することを目的とする。

#### 2. 対象となる児童

15 歳以上に達した入所児童を対象とする。

（15 歳未満の入所児童であっても、家庭に戻ることや里親に委託されること等、移行先が決定している場合は、切れ目のない支援を継続する観点から移行支援計画を作成することが望ましい）

#### 3. 実施について

- (1) 障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所児童について、アセスメント（入所児童の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて保護者及び入所児童の希望する生活並びに課題等の把握）を行い、入所児童が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討を行う。
- (3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、保護者及び入所児童に面接する。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を保護者及び入所児童に対して十分に説明し、理解を得る。
- (4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、入所児童が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した 移行支援計画の原案を作成する。
- (5) 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、入所児童の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、入所児童に対する入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことが可能）を開催し、移行支援計画の原案について意見を求めるものとする。

- (6) 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、保護者及び入所児童に対し、当該移行支援計画について説明し、文書によりその同意を得る。
- (7) 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画を作成した際には、当該移行支援計画を保護者に交付する。
- (8) 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（入所児童についての継続的なアセスメントを含む。以下同じ。）を行うとともに、入所児童について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行う必要があること。）を行うこと。
- (9) 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の実施状況の把握に当たっては、保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行う。
  - ① 定期的に保護者及び入所児童に面接すること。
  - ② 定期的に移行支援計画の実施状況の把握の結果を記録すること。
- (10) 移行支援計画の変更に当たっては、(2)～(4)及び(5)～(7)の取組を行う。
- (11) 15歳未満の入所児童であっても、家庭に戻ることや里親に委託されること等、退所（移行先）が決定している場合は、切れ目のない支援を継続する観点から、移行支援計画を作成することが望ましい。なお、入所児童が有期有目的で短期間入所する場合など、障害児入所施設における移行支援が明らかに不要と判断される場合には、入所支援計画に、当該入所児童の退所に向けた支援の内容を盛り込むことにより、移行支援計画の作成に代えることができる。

## 別紙2

### 移行支援関係機関連携加算費及び体験利用支援加算費実施要綱

#### 1. 移行支援関係機関連携加算費

##### (1) 目的

入所児童の移行支援計画を作成又は更新する際に、障害児入所施設が当該入所児童の移行に関わる行政や福祉等の関係者が参画する会議を開催し、連携及び調整を図ることにより、移行支援に当たって関係機関との連携を強化することを目的とする。

##### (2) 対象となる児童

15歳以上に達した入所児童を対象とする。ただし、15歳未満の入所児童であっても、家庭に戻ることや里親に委託されること等、移行先が決定している場合は、切れ目のない支援を継続する観点から移行支援計画を作成することが望ましいため、対象として差し支えない。

##### (3) 支援の実施その他の留意事項について

障害児入所施設が入所児童の移行支援計画を作成又は更新する際に、関係者が参画する移行支援関係機関連携会議（以下「会議」という。）を開催し、当該入所児童の移行支援に関して連携調整を実施するものであり、以下のとおり取り扱うこと。

① 会議には、入所児童に対して入所措置を行った都道府県等（指定都市、児童相談所設置市を含む。）、移行予定先（未定の場合には保護者の居住地又は障害児入所施設の所在地）の市町村及び基幹相談支援センター及び入所児童が所属する教育機関の出席を基本とすること。基幹相談支援センターが入所児童の移行予定先や保護者の居住地又は障害児入所施設の所在地の市町村に設置されていない場合は、当該市町村の指定特定相談支援事業所が出席すること。

これらの参加者のほか、必要に応じて、入所児童本人及びその家族、移行予定先の日中活動サービスや居住先施設の関係者、医療機関等の関係者その他の入所児童の移行支援に関係する者の参加を求めること。なお、会議は、テレビ電話装置等を活用した開催としても差し支えないが、入所児童が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。

会議は全ての関係者が出席することを基本とするが、やむを得ず欠席が生じる場合には、当該欠席する関係機関と事前及び事後に移行支援及び会議に関する情報共有及び連携調整を行うこと。

② 会議においては、障害児入所施設の児童発達支援管理責任者又はソーシャルワーカーが、入所児童の状況、移行支援計画の原案の内容及び実施状況につい

て説明を行うとともに、参加者に対して、専門的な見地からの意見を求め、移行支援計画の作成又は変更その他必要な便宜の提供について検討を行うこと。会議を行った場合は、参加者、開催日時、会議の要旨及び移行支援計画に反映させるべき内容等を記録すること。

- ③ 会議における検討を踏まえて、移行支援計画の作成又は見直しを行うこと。作成又は見直しに当たっては、関係者との連携方法等を具体的に記載すること。
- ④ 会議に加えて、参加者との日常的な連携調整の体制を整えること。日常的な連携調整においては、当該入所児童や保護者の意向、支援内容、移行に向けた課題などについて適切に情報共有を行うこと。
- ⑤ ①及び②に関わらず、都道府県又は指定都市が児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 19 第 4 項に規定する協議の場を設け、当該協議の場に障害児入所施設及び関係機関が参加し、①から④までに掲げる取組と同等の取組を行った場合には、当該加算費を適用することとして差し支えないこと。

## 2. 体験利用支援加算費

### (1) 目的

強度行動障害を有する児、重症心身障害児等、特別な支援を必要とする入所児童の宿泊・日中サービスの体験利用時に、障害児入所施設の職員が、事前の体験先施設との連携・調整や体験先施設への付き添い等を行うことにより、入所児童の体験利用の活用を促進することを目的とする。

### (2) 対象となる児童

現に障害児入所施設に入所している児童であって、重症心身障害児、重度障害児又は強度の行動障害を有する児童（移行支援計画において体験利用が計画されているものに限る。以下「対象児童」という。）

### (3) 支援の実施について

対象児童が、現に入所している障害児入所施設を退所する予定日から遡って 1 年間において体験利用を行う場合に、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 49 条又は第 58 条に規定する従業者（栄養士及び調理員を除く。以下「施設従業者」という。）が、次の①②に該当する支援を行う。

- ① 体験利用の利用の日における新たな環境への適応に対する支援その他の便宜の提供
- ② 体験利用に係る事業者その他の関係者との連絡調整その他の相談援助

### (4) その他留意事項について

- ① 施設従業者が以下の取組を行う。
  - ・ 対象児童の体験利用の日における新たな環境への適応に対する支援として、体験先施設等へ付き添うこと及び体験先施設等からの緊急連絡に対応できる体制（夜間の対応を含む。）を確保する。ただし、体験先施設等への付き添いについては、対象児童の体験に係る環境への適応状況を判断の上、体験利用時の一部の日程において行わないこととしても差し支えない。
  - ・ 対象児童の体験における体験先施設等その他の関係者との連絡調整として、体験先施設等に対して、当該対象児童の状態像や入所支援の内容を共有すること並びに当該対象児童の特性や状態を踏まえた環境調整及び体験時の接し方等について助言援助する。
  - ・ 体験の内容及び体験時の対象児童の様子を記録する（体験先施設等の職員に聞き取って記録する場合を含む。）。また、体験の終了後に、当該対象児童及び体験先施設等に対して、体験を終えた所見や当該対象児童の移行支援に係る意見を聞き取り、その内容を記録する。体験を踏まえ、必要に応じて移行支援計画を更新する。
- ② 対象児童の体験及び体験先施設等については、指定障害福祉サービス事業者が行う指定障害福祉サービスの他、民間企業が行う就労体験など、幅広い体験を対象とすることが可能である。ただし、当該対象児童の自立した日常生活及び社会生活への移行に資する体験が行われるよう、障害児入所施設及び体験先施設等の双方において十分に留意する。
- ③ 必要に応じて、障害児入所施設が対象児童の体験に要した費用を体験先施設等に支払うこととして差し支えない。

### 3. 経費

1 及び 2 の実施のための経費については、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」（平成 19 年 12 月 18 日厚生労働省発障第 1218002 号厚生労働事務次官通知）によるものとする。